

判例研究

社会保障法判例

三輪 まどか

旧身体障害者福祉法に基づく支援費支給申請に対する一部不支給決定に理由を提示せず、支給量の勘案にあたって生活保護法に基づく扶助を考慮したことは違法であるが、訴えの利益がないとして、同決定の取消の訴えを却下した事例（船引町支援費訴訟）

福島地判平成 19 年 9 月 18 日賃社 1456 号 54 頁

I 事実の概要

原告 X は、両上肢機能全廃の障害がある身体障害者（1 級）である。X は訴外船引町（以下 A 町）で、長女と 2 人で生活し、障害基礎年金と特別障害者手当を受給しているほか、生活保護法に基づく生活扶助等を受給している。

A 町長は、X に対し、旧身体障害者福祉法（以下「旧身障法」）等による支援費制度に基づき、支給期間を平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 6 月 30 日まで、支援の種類を居宅介護、支給量を日常生活支援中心月 125 時間とする支援費の支給決定をした。なお、A 町長は、同制度の援護の実施者として、支援費制度の利用に関する情報提供や相談、支援費支給申請手続等の事務を行っていたが、平成 17 年 3 月 1 日、町村合併により被告 Y 市長にその職務を承継した。

平成 16 年 6 月 29 日、X は、支援の種類を居宅介護、その内容を月 165 時間として、支援費支給を申請した。A 町の支給検討会議を受けて、A 町長は同年 7 月 29 日、支給期間を同年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで、支援の種類を居宅介護、

支給量を日常生活支援中心月 125 時間とする決定を行った（以下「本件決定」）。本件決定には、支給量について申請内容と異なる決定がなされたことについての理由の付記がなかった。そこで、X は理由の開示を求めたところ、A 町長は、日常生活支援中心月 125 時間を処分内容とし、理由を支援費と生活保護の福祉サービスを効果的に組み合わせた全体の中で、申請のあった買い物などを計画的に行うことにより可能と判断した旨を、同年 8 月 30 日付書面により X に通知した。

X は A 町長に対し、行政不服審査法に基づき、本件決定に対する異議申立てを行った。A 町長は、生活保護の他人介助が利用できることや、作業所において作業に従事していることから、生活保護による有料介助を工夫することにより十分に対応できると判断し、当該異議申立てを棄却した。

そこで X は、A 町長が旧身障法に基づいてなした本件決定のうち、支給量の 125 時間を超える部分について X の申請を棄却したのは、行政手続法（以下「行手法」）5 条及び 8 条に違反し、支給量の定めが不十分であり違法であるとして、X の申請を棄却した部分の取消しを求め提訴し

た。

II 判旨

訴え却下

1 訴えの利益の有無

① 福島地裁は、最一小判昭57・4・8民集36-4-594を参照の上、Xが求める処分を行う「根拠規定は存在しておらず、申請に係る法律上の地位ないし法的利益を取得しうる可能性は消滅したというほかないから、訴えの利益は失われた」とした。

② 障害者自立支援法（以下「支援法」）附則36条1項の経過措置規定（以下「経過規定」）は、「居宅支給決定身体障害者が改正法の施行日前に受けた指定居宅支援について、施行日後であっても同様に居宅生活支援費を支給するという趣旨であって、支援法の施行後も旧身障法17条の5第2項による居宅支給決定を行うことができるとするものではない。」

2 行政手続法違反

（1）審査基準の設定

① 行手法5条に定める審査基準は、「公開がされている限り、規則であるか内規であるかなどの法形式は問わ」ず、「できる限り具体化されることが望ましいが、許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である場合には、必ずしも審査基準を定めることは要しない。」

② 「法令〔旧身障法17条の5第2項及び同法施行規則9条の3：筆者注〕の定める勘案事項は、判断要素として相当程度に具体的なものであるし、上記の勘案事項は身体障害者の個別的事情及び意思など個々の異なる事情により判断せざるを得ない制度の性質上、居宅生活支援費の支給について、法令の定める勘案事項以上に具体的な基準を定めることが必ず求められているとはいえない、……要綱のほかに居宅生活支援費の支給について審査基準を定めていないことが直ちに違法と

はいえない。」

③ 兵庫県西宮市のように、支援費の支給量を決定するための客観的な審査基準もあるが、「このようないし法的利益を取得しうる可能性は消滅したというほかないから、訴えの利益は失われた」とした。このように、申請の拒否処分に当たり、その理由の提示を義務づけることによって、行政手続の慎重性、合理性を担保し、申請者に対し当該拒否処分を争うための便宜を与えるという点にあり、これは、申請に対する一部拒否処分であっても同様であると解される。……本件決定は、処分庁による支給量の判断に対する不服を理由にしても行政不服審査法等に基づく不服申立てができるのであって、行手法8条1項の趣旨が及ぶ。」

（2）理由の提示

① 行手法8条1項の趣旨は、「申請の拒否処分に当たり、その理由の提示を義務づけることによって、行政手続の慎重性、合理性を担保し、申請者に対し当該拒否処分を争うための便宜を与える」という点にあり、これは、申請に対する一部拒否処分であっても同様であると解される。……本件決定は、処分庁による支給量の判断に対する不服を理由にしても行政不服審査法等に基づく不服申立てができるのであって、行手法8条1項の趣旨が及ぶ。」

② 本件決定に係る申請でXが記載した「月165時間」は、「単なるXの希望というにとどまらず、申請にかかる居宅支援の具体的な内容とみることが可能である」り、「居宅介護『月125時間』とする処分は、Xの申請を一部拒否する処分というべきであり、これに対し、Y市が理由を付記しなかったことは行手法8条1項本文に反する。」

3 支給量の判断基準

① 旧身障法17条の5第2項及び同法施行規則9条の3が、居宅生活支援費の具体的な支給量決定について規定していないことに鑑み、「支給量の決定の違法性を判断するにあたっては、市町村が上記勘案すべき事項をもとに合理的な裁量に基づいて判断することを予定しているというべきであるから、支給量の判断が考慮すべき事項を考慮しない場合や考慮すべきでない事項を考慮した場合など、裁量権の逸脱が認められる場合に限り違法になる。」

② 支援費制度は、「障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することを可能にしたものであるとはいえる、その助成の程度は、依然として、上記旧身障法等の法令によって

も行政手の合理的な裁量に委ねられている」。

③ 「居宅介護の必要性を認めながら生活保護による扶助の存在を理由に、居宅生活支援費の支給を拒否することはもちろん、支給量を認定しないことも、考慮すべきでない事項を考慮した裁量権の逸脱が認められる場合にあたる」。

④ 旧身障法施行規則 9 条の 3 第 5 号につき、「生活保護制度の趣旨に照らせば、……生活保護以外のサービスとの利用調整等を想定しているというべきで、これを根拠に、生活保護による扶助があることを居宅生活支援費の支給を拒絶する理由とすることはできない」。

III 検討

判旨賛成

1 本判決の意義

2000 年からはじまった障害者関連法規の改正は、今もなお続いている。めまぐるしく変わる法制度のもと、法律が改廃された場合の訴えの利益の有無、ならびに行政手続、行政裁量の適法性について争われたのが本判決である。本判決は、訴えの利益がないとして X の訴えを却下したもの、障害者行政における手続のあり方のほか、措置制度から支援費制度への大きな制度変更の中での行政手の裁量権行使のあり方について判示している。特に、(i) 支援費制度に基づく支給量申請の一部を減ずる処分は一部拒否処分であり、理由の提示が必要である旨を明示した点、(ii) 障害者福祉サービスの提供体制が複雑化する中で、支給量の決定にあたり生活保護に基づく扶助を考慮することは、制度趣旨が異なるため違法とした点で意義があると言えよう。

2 訴えの利益について

(1) 法の改廃と訴えの利益

行政事件訴訟法 9 条に定める「回復すべき法律上の利益」に、法の改廃の場合をも含むのかどうかについて、判例は一貫して、法律上の利益を回復できず、訴えの利益が失われるとしている〔古城 1989, p. 146〕。例えば、本判決で参照された

家永教科書第二次訴訟上告審判決は、「拒否処分後の法令の廃止・改正の結果、当該申請に対する処分がされる余地がなくなり、回復すべき法的利害が消滅しあるいは回復不可能になった場合には訴えの利益は失われる」と判断している。

学説の中には、取消訴訟において、「将来何らかの法律効果について、その要件事実としての意味をもっている場合」〔伊藤 1983, p. 259〕や、原処分や根拠法規の趣旨から、残存する不利益が本来の趣旨や目的的範囲内である場合に〔園部 1981, p. 454〕、法律上の利益ありとして、より実質的な解釈をしようとするものがある。本件において X は「仮に、訴えの利益が消滅したとしても、法の改廃という X の責に帰すべからざる事情によるものであり、少なくとも訴えの提起時において適法な訴えである場合は実体判断すべき」との主張をしているものの、裁判所は、従来の判例に従い訴えの利益を認めず、実質的な判断を行うことなく、X の訴えを却下している。

(2) 経過規定、みなし規定の趣旨

一般に法の改廃にあたり、経過規定やみなし規定が策定される。本件において X は、旧身障法に代わって定められた支援法附則 36 条 1 項の趣旨に基づき、改正前の条項により、改正法施行前の支援費の支給に関する訴えの利益は消滅しない、と主張している。

同種の事例として、支援法施行令附則 5 条 6 項、7 項のみなし規定に基づき、訴えの利益を争った鈴木訴訟（東京地判平 18・11・29 貸社 1439-55）がある。鈴木訴訟において裁判所は、旧身障法は廃止されており、処分を取り消しても、処分行政手が原告の求める処分をする法律の根拠がないとして、原告の訴えを却下・棄却している。

経過規定をめぐるやや特殊な事案として、著作権法改正にあたり、映画の著作物の保護期間が問題となった「ローマの休日」事件（東京地決平 18・7・11 判時 1933-68）がある。ここでは、経過規定の立法趣旨が問われたが、文理解釈を重んじ、解釈にあたって立法趣旨や審議過程を考慮に入れることを悉く否定している¹⁾。また、同種の

「シェーン」事件（最三小判平19・12・18判時1995-121）でも、経過規定に立法者意思を考慮する場合には、立法者意思が明白であることを要し、その意思が国会審議や附帯決議等によって明らかにされることを要するとしている。

判旨1②によれば、本経過規定によって、一定の期限までは旧制度の決定が維持され、期限経過後は新制度が適用されることになる。新制度施行後に突然の支給打切りや、法改正の趣旨に反する事態が生じるわけではない。上記裁判例のように、本経過規定の立法趣旨や立法者意思を鑑み、「ソフトランディング」〔阿部2004, p.12〕の意味合いを持たせるとしても、本経過規定自体の違法性や解釈の誤りを主張することは難しい。となれば、X主張のような訴えの利益を認めることは難しく、本判決はやむを得ない判断と言うほかない。

3 行政手続法違反について

(1) 審査基準の設定

行手法5条で審査基準の設定・公開を定めたのは、申請側の予測可能性、行政側の申請処理事務負担の軽減、判断の公正性・合理性の確保という目的があるからである〔宇賀2005, p.86〕。そして、本判決では、判旨2(1)①の理由から、必ずしも審査基準の設定を要しないとした。

法令の解説書によれば、審査基準の具体性の程度は、許認可等の性質による。つまり、羈束性の強い処分は、「一義的な判断が可能な程度までできる限り具体化されることが望ましい」が、行政庁に広範な裁量がある許認可等は、法が行政庁に裁量を与えた趣旨に照らし、方針や考慮事項でも足りるとしている〔総務省2002, p.95〕。

具体的な関連事例を管見すると、(i) 労働組合の地域別組織がなした労働会館の目的外使用許可申請につき、行手法5条違反により不許可処分の取消しを求めた事案（奈良地判平12・3・29判204-16）や、(ii) 産廃最終処分場の建設開発を予定する者が、行手法5条違反により不許可処分の取消しを求めた事案（仙台高判平18・1・19判例集未搭載）〔越智2006, p.76〕、(iii) 別居中の

妻が遺族共済年金の決定請求をしたところ、事前審査において手法違反があり、精神的苦痛を被ったとして国家賠償を求めた事案（東京高判平19・5・31判時1982-48）がある。

特に(ii)事件では、法令の定め自体が抽象的で、許認可についての予測可能性が害される場合には、審査基準の定めなくなされた許認可等は瑕疵を帯びる一方、法令の定めがなくとも、行政庁の許認可等の透明性と公正さの確保、及び適切・公正な処理が可能である場合には、審査基準の定めの有無は、許認可等の違法性を招来するものではないとしている。そして農業振興地域の整備等に関する法律の規定は、開発行為自体の客観的性質と市町村の地域整備計画とを照合することによって比較的容易に判断できること、知事の恣意が入る余地が少ないことから、審査基準の定めがなくてもよいとしている。

また、(iii)事件では、「審査基準の設定は、上級行政庁等の他の行政庁に係る運用通達等をそのまま借用し自らの基準として用いる方法によることも許される」として、地方公務員等共済組合法上、遺族生計維持要件の認定に関し、総務省の運用方針ならびに各支部長宛ての理事長通知文書の中で、審査基準の設定につき特段の措置を講ずる必要はないとしている。

判旨2(1)②は、法令の具体性、制度の性質から、審査基準の未設定は違法性を招来しないとしており、従来の考え方を踏襲するものといえよう。ただし本判決は、結論に直接影響を与えないしつつも、一歩踏み込んで、判旨2(1)③で先進的な行政の取組みの例を挙げ、行手法5条の趣旨に照らして望ましいと適示している。この点は、障害者福祉行政にとって意義あるものといえよう。

(2) 理由の提示

行手法8条は、申請者の申請を拒否する場合、処分と同時に拒否の理由を書面で提示することを義務づけている。本判決で理由の提示がなかったことについては、争いがない。Y市の主張によれば、本件で理由の提示が不要であるのは、「支給

量は市町村が決定するものであって、申請の内容には含まれておらず、申請時に支給量について申請者による記載がされていたとしても申請者の希望や意見が事实上記載されているに過ぎないから、居宅支給決定をした本件決定は申請に対し拒否する処分ではな」いからとしている。この点、本判決は判旨2(2)②のように述べ、行手法8条に反するとした。

理由の提示については、行手法制定前から、とりわけ租税法分野を中心に判例法理が形成されてきた。リーディングケースである青色申告に係る処分に関する最判昭38・5・31民集17-4-617は、法律が行政処分に理由を付記すべきとしている趣旨として「処分序の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることによって、不服の申立ての便宜を与える」ことを挙げている。また、理由付記の程度につき、「処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らして」決定すべきとしている。この判断は、旅券法に基づく一般旅券発給拒否処分や情報公開条例に基づく非開示処分にも適用され、不利益処分に限らず、申請拒否処分にも拡大、適用されている〔石崎2004, p.7〕。

法施行後の裁判例では、(i) 前出仙台高判平18・1・19、(ii) 競馬法に基づく馬主登録の申請に対する拒否処分において、条文の適示では理由の提示とならないとした東京地判平10・1・27判時1660-44、(iii) 医師国家試験受験資格認定申請に対する拒否処分において、「貴殿の医学に関する経歴等からみて」との理由のみでは理由の提示とならないとした東京高判平13・6・14判時1757-51などがある。

本判決でも、理由の提示を義務づける理由として、従来の判例と同様、行政庁の判断の慎重性と合理性の担保、申請者に不服申立ての便宜を与えることを挙げている。行政庁に裁量権が付与されているのは、恣意的な判断をするためではなく、事案の状況にふさわしい適切な判断を期待されることである。そして理由の提示は、行政庁の判断過程における恣意・独断の排除を積極的に明ら

かにすることにつながるといえる。行政裁量が存する場面でこそ、理由の提示はその機能を十分に發揮するという指摘もあり〔藤巻1993, p.160〕、本判決の結論は評価できよう。

4 支給量の判断基準について

(1) 市町村の合理的な裁量

そもそも「法律による行政の原理」をあらゆる事態に適用しようとするのは無理である〔塩野2003, p.107〕。今日、行政裁量が認められるのは、行政実務において専門技術的判断や政策的判断が求められ、その判断を行政庁に一任することが公益実現にとって適切だと考えられているからである。一歩進んで、個々具体的な裁量権行使は、公益目的の実現にとって現に合目的的なものでなければならないのであるから、その行使のための指針となる行為規範が不可欠となるという帰結も導かれることとなる〔亘理2004, p.116〕。とりわけ、社会保障分野において、社会保障基準を設定するにあたっては、設定された法的基準についてある程度専門技術的見地から判断せざるを得ないため、朝日訴訟以降の諸判例は、司法審査に一定の限界を伴うことを否定できないと判断してきた〔河野2008, p.5〕。そこで、ある程度の行政裁量を認めざるを得ない点から、「行政庁が処分形成過程において恣意、独断、他事考慮等を行わなかったか否かを裁判所が審査し、もし行ったとすれば行政庁が裁量権を逸脱・濫用したと判断できる」とする見解がある〔堀2004, p.218〕。よって、本判決が本件決定の「個々の異なる事情により判断せざるを得ない制度の性質」を考慮し、市町村の合理的な裁量にゆだねると判断した点は、判例及び学説を鑑みても、それなりに首肯できる。

しかしながら、Xが指摘したように、支援費制度は、従来の措置制度から、自律的にサービスを選択しうることを趣旨とした契約制度へと移行している。判旨3②に示されるように、助成の程度が行政庁の合理的な裁量に委ねられるのならば、措置制度と契約制度との差異をどこに見出すかという問題にぶつかるだろう。「サービスの自力購

人が困難な多くの障害者にとっては、サービス購買力の確保という点に係わって、支援費支給についての行政の決定システムが適正かつ公正に機能するか否かが死活問題となってくる」〔竹中2000, p. 429〕との指摘もあり、契約制度へと転換した意味に配慮する必要があろう。つまり、「決定システム」の構築と、そのシステムの「適正かつ公正」な運営により、障害者自身が納得し、選択したといえるような制度となることが望まれる。

学説の中には、社会福祉行政に認められる専門技術裁量の行使にあたり、社会福祉援助技術の見地を行政手続の判断過程に取り入れた裁量の必要性、ならびに専門家内部の規律を前提とした指針の定立・公表、個々のケースごとに作成されたケアプラン等の考慮事項への加味について説くものがある〔前田1997, p. 30〕。この視点からすれば、現在、支給検討会議には福祉の専門職が参画しており、行政手続の判断過程にその知見を活かしているところ、一歩進めて、西宮市のような基準の設定により、更なる公正・透明な行政手続の実施が望まれよう。

(2) 考慮事項裁量審査

考慮すべき事項を考慮せず、逆に考慮すべきでない事項を考慮したことを検証して裁量審査をするという手法（以下「考慮事項裁量審査」）は、古くは国道拡幅のための収用事業が適正・合理性要件を満たすか否かが争われた日光太郎杉事件控訴審判決（東京高判昭48・7・13行集24-6・7-533）に見られる〔亘理2004, p. 119〕。ここでは、「本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、……本来考慮に容るべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し」たとして、事業計画の適正・合理性を否定した。学説も、考慮事項裁量審査を、多様な公的、私的な諸利益間の調整の結果として行われる行政作用に関する適法性審査手法として、合理的であると評価する〔芝池1985, p. 571〕。

具体的な関連事例は、考慮事項を拡張ないし限

定する事例に分けられる〔芝池1985, p. 580〕。前者の事例として、「かけがいのない景観、風致、文化的諸価値、環境保全」の考慮（前出日光太郎杉事件控訴審判決）、保健衛生上の危害発生防止の考慮（ストロングライフ事件第一審判決/東京地判昭50・6・25行事集26-6-842），相手方の生命や生活の保全の考慮（最判昭34・11・10最民集13-12-1493）がある。後者の事例として、行政行為の目的と法定目的との相違（最判昭53・6・16刑集32-4-605），法規定やそれを手掛かりとした私権の制約（最判昭55・7・15判時982-111），登録制の趣旨や羈束行為あるいは警察許可（ストロングライフ事件控訴審判決/東京高判昭52・9・22高民集30-4-310）がある。

判旨3③は、支援費支給量の決定にあたり、生活保護に基づく他人介助や有料介助を考慮・勘案したことにつき、支援費制度と生活保護との制度趣旨が異なり、考慮すべきでない事項を考慮した裁量権の逸脱が認められるとしている。この点本判決は、制度の趣旨という考慮事項を限定する一事例を示したものといえよう。

(3) 支援費制度と生活保護制度の関係

本判決は、さらに具体的に旧身障法施行規則9条の3第5号の勘案事項につき判旨3④で判断し、生活保護法に基づく扶助（以下「扶助」）を理由に支援費の支給を拒絶する根拠として、同規則を採用できないと述べた。支援費制度の解説書は、勘案事項の具体的な例として、デイサービスや短期入所に係る受給の状況などを挙げる〔障害者福祉研究会2004, p. 150〕。本件決定で考慮した扶助を定める生活保護法では、補足性の原理（4条）に基づき、保護の実施要領において「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること」（厚労省告示）とし、活用できる法律の例として、旧身障法を挙げている（局長通知）〔生活保護手帳編集委員会2007, p. 161〕。よって、法解釈上、判旨3④は妥当な判断であろう。

もっとも本判決の範疇ではないが、仮に本判決

の論理を貫徹すると、旧身障法において扶助を考慮することが裁量権の逸脱によって違法であることを受けて、補足性の原理に基づき旧身障法と重複するサービスに対する扶助の妥当性が別途問われかねない。その結果、扶助の受給により成り立ってきたXの生活が損なわれるのではないかという懸念が生じる²⁾。この点、そもそも補足性の原理の趣旨は、生活保護制度の濫用防止にあり、他の法律によって行われるべき領域に対する保護の実施を絶対的に排除するわけではない〔小山1951, p. 120, 122〕。それ故、支援費で賄われないサービス、例えば、本判決に言う不定期な時間に利用するサービスについてのみ、扶助を行うことができると言えなくはない。また、学説の中には、「生き方や暮らし方に関する本人の基本的な選択が認められないという状況を、当該本人の境遇として見た場合、それを福祉が欠如している状態、したがってある種の貧困状態と見なすという視点もありうるのではないか」〔秋元2006, p. 51〕とする見解もある。また、「我が国のパーソナル・ソーシャル・サービスに係る最低保障（憲法25条1項）について、どのような法体系で行うのか明確ではない。基本的には、生活保護ではなく、社会福祉がこれを行うことを明確にすべきではないか」〔堀2001, p. 53〕という指摘もあり、立法政策上検討すべき課題であろう。

5 本判決の射程

法の改廃により訴えの利益が失われるとする本判決は、従来の判例法理に沿った判断であり、今後も改正が予想される障害者福祉法制に対して影響を及ぼすものと思われる。ただし、当該法制において、法的安定性を損なうような法改正がなされる可能性も否定できず、今後より詳細な検討が必要となろう。

また現在、支援法に基づく障害者自立支援制度へと変更されているが、支援費制度の趣旨ならびに市町村が支給決定する仕組み（支援法22条）は維持されている。よって、行政手続及び支給量の判断基準のあり方につき、本判決の判断が今後とも及ぶものと解される。

注

- 1) 条文の書きぶりや他法の用例を踏まえ、経過措置が設けられる制度趣旨に照らし、法文の概念が意味するものを、法体系としての合理性を勘案して判断すべきという批判がなされている〔作花2007, p. 185〕。
- 2) 本判決の言渡し後、Xは事業者との契約更新にあたり、支援法に基づき、本件の申請時間より多い、日常生活支援中心月207時間、移動介護中心月20時間の申請を認められている〔齊藤2007, p. 51〕。

参考文献

- 秋元美世（2006）「生活保護における『補足性の原理』再考—福祉の欠如と個人責任をめぐって」『週刊社会保障』2382号。
- 阿部泰隆（2004）「法制度設計におけるいくつかの視点」『公共政策研究』4号。
- 石崎誠也（2004）「申請拒否処分における処分理由の追加・変更について」『法政理論』37卷1号。
- 伊藤真（1983）「訴えの利益」雄川一郎ほか編『現代行政法体系 第4巻』有斐閣。
- 宇賀克也（2005）『行政手続法の解説〔第五次改訂版〕』学陽書房。
- 海老沢俊郎（1999）「理由の差替えと理由付記」成田頼明ほか編『行政法の諸問題（中）』有斐閣。
- 越智敏裕（2006）「仙台高判平18・1・19判批」Lexis判例速報6号p.76。
- 河野正輝（2008）「最大判昭42・5・24判批」社会障害判例百選〔第4版〕p.4。
- 小山進次郎（1951）『改訂増補生活保護法の解釈と運用』中央社会福祉協議会。
- 古城誠（1989）「訴えの利益—九条カッコ書きを中心」『ジュリ』925号。
- 齊藤正俊（2007）「本判決判批」賃社1456号p.46。
- 作花文雄（2007）「東京地決平18・7・11判批」判時1947号p.185。
- 芝池義一（1985）「行政決定における考慮事項」『論叢』116卷1-6号。
- 塙野宏（2003）『行政法I〔第三版〕行政法総論』有斐閣。
- 嶋貴真人（1998）「生活保護における行政裁量とそのコントロールについて—司法審査の問題を中心に—」『社会福祉研究』73号。
- 障害福祉研究会編（2004）『改訂支援費制度Q&A』中央法規出版。
- 生活保護手帳編集委員会（2007）『生活保護手帳〔2007年度版〕』中央法規出版。
- 総務省行政管理局編（2006）『逐条解説行政手続法〔増補新訂版〕』ぎょうせい。
- 園部逸夫（1981）「制裁的処分における『回復すべ

- き法律上の利益』」遠藤博也編『公法と経済法の諸問題（上）』有斐閣。
- 高橋滋（1999）「行政裁量論に関する若干の検討」
小早川光郎＝高橋滋編『行政法と法の支配』有斐閣。
- 竹中康之（2000）「支援費の支給決定をめぐる法的課題—改正障害者福祉法制の給付行政システムとしての側面に焦点をあてて—」『同志社法学』54卷3号。
- 田村悦一（1980）「裁量権の逸脱と濫用」『行政法の争点』有斐閣。
- 西鳥羽和明（1995）「理由付記判例法理と行政手続法の理由提示（一）（二・完）」『民商』112卷6号、113卷1号。
- 原田啓一郎（2007）「東京地判平18・11・29判批」賃社1439号p.14。
- 藤岡毅（2007）「東京地判平18・11・29判批」賃社1439号p.4。
- 藤巻秀夫（1993）「行政処分における理由付記の法理—最近の判決と行政手続法要綱案を手がかりとして—」『札幌法学』4卷1-2号。
- 深澤龍一郎（2003）「裁量基準の法的性質と行政裁量の存在意義（二・完）」『民商』128卷1号。
- 堀勝洋（2001）「新世紀における社会保障の課題（終）生保の補足性の原理を緩和」『週刊社会保障』2124号。
- （2004）『社会保障法総論〔第2版〕』東京大学出版会。
- 前田雅子（1997）「生存権の実現にかかる行政裁量の統制」『社会問題研究』46卷2号。
- 松尾卓憲（2006）「訴えの利益理論の現状と課題（一）—訴えの利益の実体法的把握批判」『修道法学』28卷2号。
- 宮崎良夫（2001）「手続的権利と訴えの利益」小早川光郎＝宇賀克也編『行政法の発展と変革（上）』有斐閣。
- 森田寛二（1987）「行政処分の“内容”面に対するコントロール見地」『法学』51卷5号。
- 亘理格（2004）「行政裁量の法的統制」『行政法の争点〔第三版〕』有斐閣。

[追記]

本稿脱稿後、本件の判例研究として、中野妙子「生活保護の受給を勘案した支援費支給決定の適否—船引町支援費訴訟」ジュリ1364-158に接した。

（みわ・まどか 大分大学講師）